

## 西宮市立中央病院初期臨床研修医の勤務条件等に関する要綱

### (目的)

第1条 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修制度により、臨床医学を修得しようとする初期臨床研修医（以下「初期研修医」という。）を勤務させることについて必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 対象者は医師免許取得者で、西宮市立中央病院が行う選考試験に合格した者とする。

### (研修期間)

第3条 研修期間は2年を限度として、1年ごとに再度任用する。

### (定員)

第4条 初期研修医の定員は若干名とし、毎年度研修管理委員会が定める。

### (選考)

第5条 初期研修医の選考については、医師臨床研修マッチング協議会のマッチングに参加し、その決定に従う。

- 2 マッチング参加に先立って当院への採用希望者を選考する。
- 3 前項の選考の時期及び選考方法については、別途定める。
- 4 マッチングの結果、採用予定者が決まらない場合は、別途募集を行う。

### (所属長)

第6条 初期研修医の所属長は、研修管理委員会の委員長とする。

### (身分および勤務条件)

第7条 初期研修医の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員とする。

- 2 勤務時間およびその他の勤務条件については次のとおりとする。
  - (1) 勤務を要する日  
月～金曜日（1週5日、37時間30分）
  - (2) 勤務を要しない日  
土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日）

(3) 勤務時間

月～金曜日 8時30分から16時45分(休憩時間45分)

- 3 所属長は原則として初期研修医を時間外勤務に就かせないものとするが、勤務時間を超えて勤務に従事させた場合及び勤務を要しない日に勤務に従事させることができる。
- 4 臨床研修計画に従い、初期研修医を宿日直業務に就かせることができる。当該宿日直業務は当直医を補佐するものとし、自ら単独で診断等の医療行為に従事することはできず、当直医の指示を受けた補助業務とする。

(時間外勤務報酬及び宿日直報酬)

第8条 初期研修医が時間外勤務を命じられ、当該業務に従事した場合は、時間外勤務報酬を支給する。

- 2 初期研修医が宿日直を命じられ、当該業務に従事した場合は、宿日直報酬を支給する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。